

4・1 国際条約関連

国際海事機関(IMO)法律委員会では、海事法務に関する条約の策定および改正等について審議が行われている。平成26(2014)年の同委員会では、「2010年HNS議定書の締約国でない国の船舶所有者の責任に制限がないことを議定書当事国の国内法にどのように規定すべきかという疑問」や「支援を要する船舶のための避難場所に関する指針」などについて審議された。

1. IMO 第 101 回法律委員会の模様

IMO 第 101 回法律委員会(LEG101)が平成 26(2014)年 4 月 28 日から 5 月 1 日にかけてロンドンの IMO 本部で開催された。

(1) 2010 年HNS議定書の締約国でない国の船舶所有者の責任に制限がないことを議定書当事国の国内法にどのように規定すべきかという疑問

2010 年 HNS 議定書の締約国でない国の船舶が事故を引き起こした結果生ずる問題を回避するため、締約国でない国の船舶所有者の責任に制限がないことを議定書当事国の国内法にどのように規定すべきかについて、各国の見解に係る情報提供を求める文書が提出された。

これを受け、当協会は海事局に対し、責任制限に関する解釈は PI 保険の手配や「船主責任」と貨物受取人等により抛出される「HNS 基金」の 2 層による損害賠償および補償の原則を損なうとして、船主および保険者のみならず、請求者や政府にとっても利益とはならない旨説明を行った。また、わが国が非締約国で日本籍船に責任制限が無くなった場合は PI 保険の手配に問題が生じる恐れがあることや、適切に PI 保険が付保されていない場合にはわが国荷主の不利益にもなる恐れがあるとの懸念を伝えた。

議場では、2010 年 HNS 議定書を締約していない国の船舶に条約上の責任制限を認めないとする解釈は、条約の趣旨に合わないとする意見が大勢を占め、条約上の船主の責任制限は船舶の国に関わらず適用されるとする解釈で一致した。なお、わが国も、平成 8(1996)年の海事債権についての責任の制限に関する条約(96LLMC)に HNS 関係の債権は留保できるという規定は、あくまで HNS 条約が適用される範囲における 96LLMC と HNS 条約の競合を回避するための条項であり、条約本来の趣旨に反する旨指摘した。

(2) 支援を要する船舶のための避難場所に関する指針

船舶の避難場所については、平成 12(2000)年前後に発生したタンカー事故を契機に議論され、IMO は平成 15(2003)年に強制力の無い任意的指針として「避難場所に関するガイドライン」を作成する等対応してきたが、平成 21(2009)年にこの分野で新たな条約は不要であり、既存の責任および補償に関する条約の実施を進めることが重要との結論に達していた。

しかしながら、近年、海難事故等により沿岸国に対して避難場所の提供を求めた船舶が当該沿岸国から拒否される事例が相次いで報告されたことから、ICS はガイドラインを十分考慮すべきことを改めて提起。これを受け現状への懸念と避難場所の重要性が共有されるとともに、既存の責任および補償に関するすべての条約の批准促進が必要であることが再確認された。

わが国は、避難場所は重要であるとの認識を示したうえで、平成 25 年(2013)年 12 月 29 日に釜山沖で自動車専用船と衝突したケミカルタンカー Maritime Maisie 号への避難場所の提供については、ガイドラインに則ってリスク等の様々な要素を考慮してケースバイケースで判断した結果、受入れるとの判断とはならなかった旨説明した。

(3) 洋上石油開発による越境油汚染損害に対する責任および補償

前回の LEG100 において、洋上石油開発に起因する越境油汚染損害に対する責任と補償に関する新たな国際的枠組みの構築について、地域ルールとして既に協定を有する加盟国に情報提供を促すとともに、今後もインドネシア主導の非公式協議グループで検討を続けることとしていた。今次会合においても検討の継続を確認するとともに、引き続き情報提供の協力が求められた。